

重要事項説明書

社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会

デイサービスセンターゆうゆう館

【 通所介護事業 】

1 事業所の概要

(令和6年 8月現在)

事業者名	みなべ町社協 デイサービスセンターゆうゆう館		
所在地	和歌山県 日高郡 みなべ町 埴田1444-1		
連絡先	電話:	0739 — 72 — 5900	
	FAX:	0739 — 72 — 5901	
夜間及び緊急の連絡先	上記電話番号での転送電話での対応 携帯:090-7109-2450		
提供可能サービス及び 介護保険事業者番号	① 通所介護		3072100187 号
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	① 通所介護	中松 敬史	(0739)72-5900
サービス提供地域	① 通所介護		みなべ町

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類 及び業務	人員	
管理者	通所介護	1名	(常勤兼務 1名)
生活相談員		3名	(常勤兼務 2名) (非常勤兼務 1名)
看護職員		2名	(常勤兼務 1名) (非常勤兼務 1名)
機能訓練指導員		2名	(常勤兼務 1名) (非常勤兼務 1名)
介護職員		6名	(常勤専従 1名) (常勤兼務 3名) (非常勤専従 1名) (非常勤兼務 1名)
事務担当職員		1名	
サービス提供者	通所介護	理学療法士	(常勤 名) (非常勤 名)
		看護師	2名 (常勤 1名) (非常勤 1名)
		介護福祉士	5名 (常勤 4名) (非常勤 1名)
		ヘルパー1級	(常勤 名) (非常勤 名)
		ヘルパー2級	1名 (常勤 名) (非常勤 1名)
		ヘルパー3級	(常勤 名) (非常勤 名)
その他	(常勤 名) (非常勤 名)		

3-① サービスの種類

(1)「通所介護サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供(これらに伴う介護を含む)、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。

(2) 事業者は、次の施設及び日程によりサービスを提供します。

サービス提供を行う 施設	所在都	みなべ町 埴田1444-1	
	名称	みなべ町社協 ゆうゆう館	電話 72 — 5900

曜日	時間帯	内容
----	-----	----

1	月～金	9:00	～	16:15	送迎・入浴・食事・レクリエーション等
---	-----	------	---	-------	--------------------

(3) サービス提供にあたっては、別添の「通所介護計画書」に沿って計画的に提供します。

3-② サービス提供責任者等

サービス提供責任者(管理者等)は次のとおりです。

氏名	中松 敬史	連絡先(電話)	(0739)― 72 ― 5900
----	-------	---------	-------------------

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

4 サービス提供地域(通常を送迎地域)

みなべ町

5 サービス提供時間

サービス種類	月～金	土、日曜日	※祭日
① 通所介護	09:00～16:15	原則休日	09:00～16:15

※ 平日が祭日の場合は通常営業いたします

(注) 年末年始(12/31～1/3)は「休日」の扱いとなります。左記の時期には前もって利用日の周知をさせていただきますので、ご了承ください

6 利用者負担金(※利用者負担金は2種類に分かれます。具体的な金額は下記の通りです)

① 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の介護保険負担割合証の記載の割合)原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です

② 運営基準で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

※ ②における自己負担費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならぬこととされています(疑問点等があれば、お尋ねください。)

① 介護報酬に係る利用者負担金

区分 (介護給付)	介護度	金額	自己負担額		
			1割	2割	3割
1) 基本額	要介護1	6,580 円	658 円	1,316 円	1,974 円
	要介護2	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
	要介護3	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
	要介護4	10,230 円	1,023 円	2,046 円	3,069 円
	要介護5	11,480 円	1,148 円	2,296 円	3,444 円

※ 7時間以上8時間未満(当事業所サービス提供時間)のサービス提供に対する1回当たりの負担額です

	加算項目	金額	自己負担額		
			1割	2割	3割
2) 加算額	※1 サービス提供体制強化加算Ⅰ	220 円	22 円	44 円	66 円
	入浴介助加算Ⅰ	400 円	40 円	80 円	120 円
	※2 入浴介助加算Ⅱ	550 円	55 円	110 円	165 円
	※3 科学的介護推進体制加算	400 円	40 円	80 円	120 円
	※4 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の9.2%を加算します			

- ※1サービス提供加算Ⅰ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である。
- ※2入浴介助加算Ⅱ:入浴計画に基づき入浴介助を行う。
- ※3科学的介護情報システムにADLなどを提出で加算します。1月に40単位
- ※4介護職員処遇改善加算:厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善等を実施している
- ※5介護職員等ベースアップ等支援加算 5の加算を取得し、介護職員等のベースアップ等を実施している

② 運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(原則:全額、自己負担)

区分	金額(単位)	内容の説明
1) 食事の提供に関する費用	1日 600 円	昼食代

③ 通常のサービス提供の範囲を迫える保険外の費用(原則:全額、自己負担)

(注)③は制度上の支給限度額を超えてサービス提供を受けた場合に要する費用です

④ その他

ア. 自己負担金は次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします

A	自動口座引き落とし(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。)
B	現金払い(サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払い願います)
C	銀行振り込み (期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)

イ. 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

6 サービス利用の中止

(1) 利用者が体調不良や私用等でサービスの利用の中止をする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください

(2) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話)	(0739) — 72 — 5900
---------	--------------------

時間	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日まで	無料	前日、当日等いずれの連絡の場合においてもキャンセル料は発生しません
サービス利用日の当日	無料	

7 当事業所のサービス方針等

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

※ 介護職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8 緊急時及び事故発生時などの対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等(医療機関)の氏名(名称)	連絡先
緊急連絡先	氏名	連絡先

※ 上記連絡先の記入において、事前の情報提供票及び、別紙契約申し込みに記載の場合は不要

9 非常災害対策

- 1 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに非常災害対策を推進するため、法人内で災害対策推進員を配置します。
- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し防火管理者または火気・消防等についての責任者を事業所内で定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 3 前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます

10 衛生管理及び感染症の予防策に関する事項

- 1 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止等のため、法人内で衛生管理推進員を配置します。
- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとします。
- 3 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1)	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
(2)	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
(3)	従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

11 業務継続計画の策定等

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護〔通所介護サービス〕の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、提供した通所介護〔通所介護サービス〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 3 事業所は、提供した通所介護〔通所介護サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

12 人権擁護

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業員に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施します

13 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1)	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
-----	---

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報します。

3 従業者は、通所介護[通所介護サービス]サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

14 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします

事業所相談窓口	電話番号	0739-72-5900
	FAX番号	0739-72-5901
	相談員(責任者)	中松敬史(管理者・主任)
	対応時間	午前8:15～午後5:15
法人の相談窓口	電話番号	0739-72-5611
	FAX番号	0739-72-5610
	苦情解決責任者	土井 郁夫(事務局長)
	苦情受付担当者	宇井博信(総括管理者)
	第三者委員会	(1) 【連絡先 宮本崇:】 (2) 【連絡先 久保真澄:】

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます

みなべ町役場健康長寿課 介護保険係	所在地	日高郡みなべ町東本庄100
	電話番号	0739-33-7234
和歌山県国民健康保険 団体連合会	所在地	和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館内
	電話番号	073-427-4662

(3) 提供するサービス第三者評価の実施状況について

実施の有無	有	無
実施した直近の年月日		
実施した評価機関の名称		
評価結果の開示条件		

15 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会				
代表者名	会長 田中 随晋				
所在地	〒645-0002 みなべ町芝447番地2				
電話番号	0739-72-5611				
業務の概要	訪問介護、通所介護、訪問入浴、訪問看護(予防)、居宅介護支援				
事業所数	訪問介護	通所介護	訪問入浴	訪問看護(予防)	居宅介護支援
	1(事業所)	2(事業所)	1(事業所)	1(事業所)	2(事業所)

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会
会長 田中 随晋

事業所名: みなべ町社協 ゆうゆう館
説明者: 中松 敬史

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受けました

(利用者名) 氏名

代理人又は立会人
氏名
